

1 調査の概要

(1) 目的

大阪府及び府内市町村では、騒音に係る環境基準の達成状況等を把握するため、環境騒音測定等を実施している。本報告書は、大阪府及び府内各市が実施した騒音規制法第18条第1項に基づく令和5年度の自動車騒音の状況の常時監視（面的評価）結果、及び府内市町村等が実施した環境騒音測定結果をとりまとめ、環境基準の達成状況を評価したものである。また、府内市町村が実施した道路交通振動の測定結果も併載した。

(2) 環境騒音の評価方法

騒音に係る環境基準の達成状況の地域としての評価方法は、原則として以下の方法によることとされている。

	定義	地域としての評価方法
道路に面する地域	道路交通騒音が支配的な音源である地域	一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち環境基準の基準値を超過する戸数及び割合を把握することにより評価（原則「 面的評価 」（＝原則2車線（市町村道は4車線）以上の道路端から50mの範囲の住居等の評価）によることとされている）
一般地域	道路に面する地域以外の地域	一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点（特定の音源の局所的な影響を受けず、地域における平均的な騒音レベルを評価できると考えられる地点）を選定して評価

（注）環境基準の基準値の評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価する。なお、道路交通騒音の影響が及ぶ範囲は、道路構造、沿道の立地状況等によって大きく異なるため、道路端からの距離によって一律に道路に面する地域の範囲を確定することは適当ではないとされている。（ただし、地域としての評価方法は上記のとおり。）

（出典）騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日、環境省告示第64号）
騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について（平成13年1月5日公布、環大企3号）
騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について（平成23年9月14日、環水大自発110914001号）
騒音に係る環境基準の評価マニュアル（平成27年10月、環境省）

(3) 環境騒音の調査方法

環境騒音に係る調査は、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（環境省）に基づいて実施したものである。大阪府及び府内市町村等が令和5年度に実施した道路に面する地域及び一般地域における測定地点数を表1-1に示す。

表1-1 道路に面する地域及び一般地域における環境騒音測定地点数

道路に面する地域	A地域	4 地点
	B地域	1 地点
	C地域	2 地点
	幹線交通を担う道路に近接する空間	289 地点
		296 地点
一般地域	AA地域	0 地点
	A地域	141 地点
	B地域	78 地点
	C地域	99 地点
		318 地点